

# 教育・研究分野における特許権実施規約

アジア航測株式会社（以下「甲」という）は、甲の保有する特許について、特許権実施を希望する教育・研究者（以下「乙」という）に対し、以下の通り実施を許諾する。

## 第1条（実施権の許諾）

甲は、乙に対し、本規約に定める条件により次の特許権（以下「本特許権」という）について、非独占的通常実施権を許諾する。なお、本規約において「実施」とは本特許権に基づき赤色立体地図を作成すること又は赤色立体地図作成手法を使用することをいう。

- (1) 特許第4272146号 発明の名称：立体画像作成装置及び立体画像作成プログラム
- (2) 特許第3670274号 発明の名称：視覚化処理システム、視覚化処理方法、及び視覚化処理プログラム

## 第2条（実施権の範囲）

前条の実施権の範囲は、以下のとおりとする。

内 容 本特許権を実施した教育、研究における使用

禁止用途

- ・営利目的の利用（本特許権実施により作成したデータの販売や業務での利用も含む）
- ・軍事目的の利用
- ・特定の個人や団体・組織の活動を応援・推奨・誹謗・中傷するための利用
- ・公序良俗に反する目的・態様による利用
- ・甲の事業や赤色立体地図に関する誤解を与えるような利用
- ・甲のイメージや信用度を著しく低下させる可能性のある利用、特定の個人や組織の権利を侵害する恐れのある利用（あたかも個人の成果と偽ったり、又は同様な誤解を与えるように扱う行為も、これに含まれる）

## 第3条（再実施許諾の禁止）

乙は、第三者に対し、本特許権の実施を許諾してはならない。

#### **第4条（実施料）**

1. 実施料は無料とする。なお、本特許実施による有料の講演など、AAS がその行為を業としての活動とみなした場合は、実施料を請求することがある。

#### **第5条（実施内容登録）**

1. 乙は、本特許権を実施する前に甲が指定するオンライン登録フォームにより、実施内容の登録をしなければならない。
2. 甲は、乙が本規約の規定に違反すると認められる相当の理由があるときは、乙の研究所等に甲の従業員又は代理人を派遣して、利用条件に合致しているか調査することができ、乙は正当な理由なくかかる調査を拒んではならない。

#### **第6条（第三者に対する侵害により生じる損害の免責）**

乙が本特許権の実施により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、甲はその侵害についての責任を負わない。

#### **第7条（解除）**

乙が本規約の条項の一にでも違反した場合は、何ら催告を要することなく直ちに独占的通常実施権の許諾を取り消すことができる。この場合、甲は乙に対する損害賠償の請求を妨げない。